

入 札 約 款

(目 的)

第1条 印西地区消防組合の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び財産の買入れその他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、別記第1号様式により明確に記入し、入札者の氏名を表記し、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は、その代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又は、その代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項に規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は又はその代理人は、入札書を入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格は、入札を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前においては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送等（入札日の前日まで到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 誓約書を提出しない者がした入札

(4) 所定の入札保証金を納入しない者のした入札 (免除の場合を除く)

(5) 記名、押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 明らかに連合であると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(10) 入札書に辞退と記入し入札箱に投函した入札

(11) 入札に際して不正を行った者がした入札

(12) 入札金額内訳書 (法令又は当該入札に係る公告若しくは当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。)の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(13) 入札書の金額と入札金額内訳書のコличествоが大幅に異なる入札書

(14) 予定価格を事前に公表する事業にあつては、予定価格を超える入札書

(15) 入札金額が0円の入札

(16) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者が入札

- (17) 一般競争入札（総合評価方式）において、その他入札に関する条件に違反した入札
- (18) 一般競争入札（総合評価方式）において、技術資料のうち施行計画が不適切とされた者がした入札
- (19) その他入札に関する条例に違反した入札
（失格となる入札）

第7条 次の各号のいずれか該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札
（保留）

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 発注者が特に必要と判断したとき
（落札者の決定）

第9条 総合評価方式によらない入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の適用を受ける入札において、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低入札調査対象者」という。）があるときは、その中で最低の価格を持って入札した者から順次、契約の内容に適した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる者のうち最低の価格を持って入札したものを落札者とする。

2 前項ただし書きの場合において

入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

- 2 落札候補者は入札参加資格を確認するための入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）を提出するものとする。
- 3 確認書類は、落札候補者を決定した日から起算して5日以内（休日を除く。）に契約担当課に提出しなければならない。

- 4 落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。
- 5 落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、最初に入札参加資格を満たしている者を落札者とする。
- 6 落札者の決定は、原則として確認書類の提出があった日から起算して2日以内（休日を除く。）に行うものとする。
- 7 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対して電子メール等の方法により連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。この場合において、第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定）

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を定める。

（再度入札）

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあっては、再度の入札は行わない。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で入札書が無効となった者以外の者とする。
- 3 再々度の入札は行わない。ただし、特別な理由がある場合は、2回目に最低の金額を提示した業者を対象として、3回目を実施することができる。

（入札の不調）

第10条 開札（再度入札を含む）の結果、予定価格に達しない場合は入札を不調とする。

- 2 前条に規定する再度入札の結果、不調となった場合は、地方自治法施行令167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

（契約の締結）

第11条 落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効

力を失う。

(入札保証金)

第12条 入札参加者は、その見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に本組合に納付しなければならない。ただし、「印西地区消防組合において制定すべき規則のうち印西市規則を準用する規則」において準用する印西市契約事務規則第7条第2項第2号及び第3号に該当する場合は免除する。

(契約保証金)

第12条 契約の際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、「印西地区消防組合において制定すべき規則のうち印西市規則を準用する規則」において準用する印西市契約事務規則第26条第2項に該当する場合は免除する。

(異議の申し立て)

第13条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様図書、契約書案、及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他、必要な事項は次のとおりとする。

(1) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(2) その他、疑義が生じた場合は、地方自治法、同法施行令、同法施行規則並びに「印西地区消防組合において制定すべき規則のうち印西市規則を準用する規則」において準用する印西市契約事務規則によるほか、協議の上決定する。